

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第42号

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則の一部を改正する規則

新潟市児童福祉施設負担金等徴収規則（平成19年新潟市規則第108号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に、「別表第3」を「別表第2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成29年4月1日から適用する。